

## 議題2（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律29条の規定により知事から意見を求められた令和2年2月定例府議会に提出される予定の次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和2年1月24日

大阪府教育委員会

#### ○報告

- 1 不当労働行為救済再審査申立事件に関する和解の専決処分の件

#### <参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案  
を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則  
（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長が  
その事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議にお  
いて報告し、その承認を受けるものとする。

## ○報告

番号	件名	概要
1	不当労働行為救済再審査申立事件に関する和解の専決処分事件	大阪教育合同労働組合による不当労働行為救済再審査申立事件に関する和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。 専決日：令和2年1月22日